

再雇用者の選考基準等に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律一部改正法（平成24年法律第78号）附則第3項の規定に基づき、定年後の継続雇用制度の対象となる再雇用職員（教員を除き、第6条の有効期間の末日において、65歳以下の者）の選考基準及び取扱い等に関し、以下のとおり協定する。

第1条 本法人における職員の定年後の再雇用については、国立大学法人琉球大学職員就業規則に定めるところによるほか、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 定年により当該年度の末日限り退職することとなる職員（以下「定年退職予定者」という。）は、定年退職後再雇用職員として継続して勤務することを希望するときは、定年退職日の属する年度の5月末日までに本法人に申し出るものとする。

第3条 本法人は、定年退職予定者から前条の規定に基づく申出があったときは、解雇事由又は退職事由に該当する者を除き、再雇用するものとする。

第4条 本法人は、前条の再雇用予定者に対し、再雇用予定日の3月前までに再雇用に係る勤務条件を提示し、協議を行うものとする。

第5条 本法人は、雇用期間の更新について、雇用期間が満了する日の3月前までに、当該再雇用職員の意向の確認を行うものとする。

2 本法人は、前項の規定に基づき、再雇用職員から雇用期間の更新の申出があったときは、解雇事由又は退職事由に該当する者を除き、雇用期間の更新をするものとする。

3 前項の規定に関わらず、別表に該当する者については、次の各号に掲げる基準により、面接及び書類等による選考を行い、雇用期間の更新の可否を決定するものとする。

(1) 懲戒処分を受けてない者

(2) 勤務に支障のない健康状態にある者で、引き続き業務に従事できる者であること。

(3) 過去3年間の出勤率（年次休暇及び特別休暇を取得した期間は出勤したものとみなす。）が80%以上の者

4 本法人は、前項の選考を行うにあたり、必要に応じ、前項各号に規定する事項を判断するための証明書等の提出を求めることができる。

5 本法人は、第3項の規定による判断の結果、雇用期間の更新をしないときは、雇用期間が満了する日の2月前までに、当該再雇用職員に対し雇用期間の更新を行わない旨を理由を付した文書にて通知するものとする。

第6条 本協定書は、令和6年3月28日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「再雇用者の選考基準等に関する協定書」の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

第7条 この協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

別表

平成25年4月1日から平成28年3月31日	61歳以上の者を対象とする
平成28年4月1日から平成31年3月31日	62歳以上の者を対象とする
平成31年4月1日から令和4年3月31日	63歳以上の者を対象とする
令和4年4月1日から令和7年3月31日	64歳以上の者を対象とする

令和6年 9月27日

国立大学法人琉球大学
西普天間事業場過半数代表者氏名 佐久川 聡史



国立大学法人琉球大学長
西 田 睦

